

保護者の皆さまへ



学校給食費について ～大切なお知らせとお願い～



1 必要なお手続き

仙台市では、市立学校（園）における給食費を、市の予算に計上し管理しております。そのため、給食費は、学校で集金している学校徴収金とは別に、直接仙台市に納付していただくことになります。また、給食費は原則口座振替による納付をお願いしております。

つきましては、来年度から給食費を納付いただくための準備として、下記2点のお手続きにご協力くださいますようお願いいたします。

■ 口座振替のお手続き（金融機関）

⇒令和4年1月14日（金）までに金融機関でお手続きをお願いいたします。

口座振替の利用をご希望される金融機関の窓口に、通帳、届出印、お配りした「仙台市学校給食費口座振替依頼書」をご持参し、お手続きをお願いいたします。

なお、一度手続きをされますと、進級や他の仙台市立学校への転校・進学の際にも再度の手続きは必要ありません。

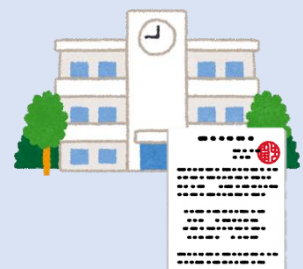


■ 個人情報取扱同意書のご提出（学校）

⇒令和4年1月～2月に開催する入学説明会の際に、学校へご提出ください。

今回お配りした「個人情報取扱同意書」に必要事項をご記入のうえ、入学説明会の際にご提出をお願いいたします。

「個人情報取扱同意書」は、給食費の収納などに関して、お子さま・保護者さまの個人情報を教育委員会が取扱うことについて同意をいただくための書類です。



2 口座振替が利用できる金融機関

口座振替は、下記の仙台市指定金融機関等をご利用いただけます。

【五十音順】

あおぞら銀行	青森銀行	秋田銀行	あすか信用組合	岩手銀行
ウリ信用組合	北日本銀行	きらやか銀行	七十七銀行	荘内銀行
常陽銀行	仙台銀行	仙台農業協同組合	仙南信用金庫	東京スター銀行
東邦銀行	東北銀行	東北労働金庫	福島銀行	古川信用組合
北都銀行	北海道銀行	みずほ銀行	みちのく銀行	三井住友銀行
三井住友信託銀行	三菱 UFJ 銀行	三菱 UFJ 信託銀行	宮城第一信用金庫	杜の都信用金庫
山形銀行	りそな銀行	ゆうちょ銀行		

3 給食費の口座振替日（納期限）

下表のとおり、年 9 回に分けて口座振替を行います。

期別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
口座振替日	6 月 30 日	8 月 1 日	8 月 31 日	10 月 31 日	11 月 30 日
対象月	4・5 月分	6 月分	7 月分	8・9 月分	10 月分
期別	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	
口座振替日	1 月 4 日	1 月 31 日	2 月 28 日	3 月 31 日	
対象月	11 月分	12 月分	1 月分	2・3 月分	

※ 年間納付額および各期別の振替額は、令和 4 年 6 月下旬にお知らせする予定です。

※ 振替手数料は、仙台市が負担いたします。

4 仙台市立学校以外への入学を予定している方へ

お子さまが仙台市立学校以外への入学を予定している場合は、口座振替のお手続きおよび個人情報取扱同意書の提出は不要です。なお、予定が変更になり仙台市立学校へ入学することとなった場合には、あらためて書類の提出をお願いいたします。

5 就学援助または生活保護を受給される方へ

就学援助または生活保護を受給される場合、原則として給食費（幼稚園・高等学校を除く）の納付は不要となりますが、所得増加等により今後の受給状況が変わった場合に備え、口座振替のお手続きをお願いいたします。

なお、就学援助または生活保護の制度については、下記にお問合せください。

【就学援助】 入学を予定している学校

【生活保護】 お住まいの区の区役所保護課

6 納付いただく給食費について

保護者の皆さまには、学校給食に必要な経費のうち、**食材費のみを給食費として納付いただきます**。その他の経費（施設および設備に要する経費や人件費、光熱水費等）は市が負担しています。

学校給食は、お子さまの心身の健全な発達に資するものであり、かつ、お子さまの食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。そのため、仙台市では安全安心な食材を使い、お子さまの心身の成長に必要な栄養素を備えたものとなるよう努めています。



お問合せ先

仙台市教育委員会 健康教育課

〒980-0011

仙台市青葉区上杉一丁目5番12号
上杉分庁舎11階

電話：022-214-8883

メール：kyo019130@city.sendai.jp

7 給食費の納付手続きなどに関する Q&A



Q1 仙台市立学校に通学している上の子がおり、すでに給食費の口座振替手続きを行っていますが、再度の手続きは必要でしょうか？

A1 お子さまお一人ごとに口座振替のお手続きが必要です。そのため、来年度入学予定のお子さまにつきましては新たにお手続きいただく必要がありますが、すでに口座振替手続きを行っている上のお子さまについては、再度の手続きは不要です。

Q2 口座振替依頼書には子供の名前が3人まで記入できるようになっていますが、すでに口座振替手続きを行っている上の子の名前も記入した場合はどうなりますか？

A2 上のお子さまのお名前も一緒に記入された場合は、上のお子さまの振替口座についても、来年度から今回ご提出いただく口座に変更されます。

※上のお子さまの振替口座を今年度の途中から変更したい場合は、学校からもう1枚口座振替依頼書を取り寄せ、別途お手続きをお願いいたします。

Q3 口座振替の手続きが行えない場合は、どのように給食費を納付すればよいでしょうか？

A3 原則として口座振替をお願いしておりますが、やむを得ない事情により口座振替手続きが行えない場合は、6月下旬に教育委員会から送付される納付書で納付してください。

Q4 残高不足等により、口座振替ができなかった場合はどうすればよいでしょうか？

A4 口座振替日に振替不能となった場合は、20～30日後に教育委員会から送付される、納付書が付属した督促状により納付いただくようお願いいたします。再引落は行われません。

Q5 口座振替依頼書は、仙台市立学校間での転校や進学時は再度の提出が必要でしょうか？

A5 再度の提出は不要です。転校・進学前の学校で登録いただいた口座が引き継がれます。

Q6 入学後に、学校徴収金の口座を変更した場合、学校給食費の口座も併せて変更されるでしょうか？

A6 変更されません。口座変更をご希望される場合は、それぞれお手続きが必要になりますので、お子様が通われる学校にお問い合わせください。

* 学校徴収金は、学校ごとに徴収方法(口座振替や現金集金等)及び指定金融機関が異なります。詳細は、入学を予定している学校にお問い合わせください。